

<報道発表資料>

令和7年5月2日
京都市人事委員会事務局

令和7年度京都市職員採用試験

経験者一般技術職採用試験の実施及び試験免除の仕組み導入について

～本市が指定する資格の保有者には、試験一部免除を導入します～

京都市では、転職市場の活性化や働き方の多様化などによる就職意識の変化を踏まえ、転職希望の方により多く受験していただけるよう、これまでから経験者採用試験の見直しを行ってきました。

この度、特に受験者の確保が難しい一般技術職において、令和7年6月に実施する経験者採用試験から、本市が指定する資格を有する方に対して、第1次試験の一部を免除(※)することとしました。

(※) 保有する資格によって、免除内容は異なります。詳しくは裏面の【試験一部免除の仕組みについて】を参照してください。

【令和7年度試験の概要】

令和7年6月実施の京都市職員採用試験（経験者一般技術職）では、土木・建築・電気・機械職の職種を募集します。

<試験方法について>

●第1次試験

- ①基礎能力検査（SPI3〈テストセンター方式〉）
- ②論文試験
- ③適性検査

※ ①及び③は、テストセンター方式・WEB検査であるため、全国どこからでも受験が可能であり、受験日時も選択いただけます。

●第2次試験

口述試験（個別面接）

<受験資格について>（参考：令和7年度採用試験（令和8年4月1日採用））

- ・昭和39年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方
 - ・平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間に職務経験が5年以上ある方
- ※海外協力隊等における活動経験（2年以上継続したもの）は職務経験に含む。

< 6月試験スケジュール > * 詳細は、5月9日公表の受験案内を御確認ください。

受付申込期間	5月9日（金）～29日（木）	
第1次試験	「基礎能力検査」及び「適性検査」の受検期間	6月4日（水）～15日（日）
	論文試験	6月15日（日）までに提出
最終合格発表	7月下旬	

* 経験者一般技術職は、6月・11月の年2回試験を実施しています。

* 11月実施試験の詳細は、10月2日に公表予定。

【試験一部免除の仕組みについて】

本市が指定する以下の資格を保有する受験者には、第1次試験で実施する「基礎能力検査」及び「論文試験」、又は「論文試験」を免除します。

試験内容	区分①の資格保有者	区分②の資格保有者
基礎能力検査（SPI3）	免除	実施
論文試験	免除	免除
適性検査	実施	実施

< 試験一部免除に必要な資格区分 >

試験区分	職種	≪区分①≫ 「基礎能力検査」及び 「論文試験」を免除する資格	≪区分②≫ 「論文試験」を免除する資格
経験者 一般技術職	土木	・技術士（建設部門） ・技術士（上下水道部門） ・技術士（総合技術監理部門）	・一級土木施工管理技士
	建築	・一級建築士	・二級建築士 ・一級建築施工管理技士
	電気	・技術士（電気電子部門） ・電気主任技術者（第1種） ・電気主任技術者（第2種）	・一級電気工事施行管理技士 ・建築設備士 ・電気主任技術者（第3種）
	機械	・技術士（機械部門） ・技術士（衛生工学部門）	・一級管工事施工管理技士 ・建築設備士

※試験の一部免除にあたっては、申込時に申請が必要です。

< お問合せ先 >

京都市人事委員会事務局

電話：075-746-6412